

## 働き方改革で市職員の時差出勤を試行実施 ～10月1日から7つの課をモデルに実施～

### 【経緯】

宇城市では平成29年度に実施した職員アンケートにおいて、「仕事と家庭の両立ができる支援制度の整備」を求める意見が多く寄せられました。

これまで、育児・介護を行う職員を対象とした早出遅出勤務制度はありましたが、アンケートの結果を受け、育児・介護を行う職員だけでなく、全職員が利用しやすい時差出勤制度の導入について検討を進めた結果、10月から約3カ月間、7つの課をモデルに時差出勤を試行実施します。

### 【目的・ねらい】

働き方改革の取組みの一つとして、職員が柔軟な勤務形態を選択することによって、ワーク・ライフ・バランスの実現や健康維持、公務能率の向上を目的としています。

試行後は職員アンケート調査を行い、制度の本格導入に向けての検証を行います。

- 1 実施期間** 令和元年10月1日(火)～令和元年12月27日(金)
- 2 実施対象** モデル7課職員(まちづくり観光課、税務課、高齢介護課、農政課、上下水道課、教育総務課、会計課) 85人(全職員 498人)  
※通常の勤務形態が8時30分～17時15分以外の勤務形態の職員を除く
- 3 内 容** 対象職員は、通常の勤務時間(8時30分～17時15分)に加え、次の A～D 勤務の勤務時間をその日に応じて選択することができます。(事前に申請が必要)  

A 勤務	7時30分～16時15分
B 勤務	8時00分～16時45分
C 勤務	9時00分～17時45分
D 勤務	9時30分～18時15分
- 4 その他**
  - ・時差出勤の試行に伴う開庁・閉庁時間(8時30分～17時15分)の変更はありません(木曜延長窓口も変更ありません)。
  - ・市民サービスに影響がない範囲で実施します。

### 問い合わせ

宇城市総務部人権啓発課 松崎係長、村上参事(担当:男女共生係)

宇城市総務部総務課 福田係長、戸田主事(担当:人事係)

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85

TEL:0964-32-1708(直通)0964-32-1111(代表) FAX:0964-32-0110